

土木一式工事・舗装工事における入札参加資格の運用について

このことについて、令和7年6月2日から伊賀農林事務所及び伊賀建設事務所における一般競争入札の参加資格を一部修正し、下記のとおりとしましたので、取り扱い方よろしく願います。
なお、本運用は標準的な例を示すものであり、工事の内容等により参加資格を追加、変更する場合がありますので、必ず各案件の掲示文を確認してください。
本運用は令和7年6月2日以降に掲示する工事から適用します。

また、土木一式工事、舗装工事については、建設業退職金共済制度に加入していることを入札参加資格要件とします。

1. 一般競争入札（土木一式工事）における入札参加資格について

令和7年6月2日以降適用

入札参加資格要件													
予定価格（消費税及び地方消費税を含む）	地域要件	格付け及び総合点数		経営事項審査結果の総合評定値（対象業種）	企業要件		技術者要件						
		ランク	総合点			添付書類		添付書類					
500万円未満	工事場所が属する次のエリアに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者。 1. 伊賀市（旧上野市又は旧島ヶ原村） 2. 伊賀市（旧阿山町又は旧伊賀町又は旧大山田村） 3. 名張市又は伊賀市（旧青山町）	Cランク	—	—	単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限りま す。以下同じ。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、 かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出 日において有すること。 なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の土木 一式工事をいいます。	企業要件に規定する工事の施工実績を 証明する書類（※2）	条件なし ただし、入札公告において指定するものは提出を求めま す。	なし ただし、入札公告において指定するもの： 技術者要件に規定する配置予定の 主任技術者等の資格・施工実績を 証明する書類					
500万円以上 1,000万円未満					単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限りま す。以下同じ。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、 かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出 日において有すること。 なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約 金額250万円以上の土木一式工事をいいます。								
1,000万円以上 2,500万円未満					単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限りま す。以下同じ。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、 かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出 日において有すること。 なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約 金額500万円以上の土木一式工事をいいます。								
2,500万円以上 3,000万円未満		B・Cランク											
3,000万円以上 3,500万円未満		Bランク											
3,500万円以上 5,000万円未満													
5,000万円以上 8,500万円未満	伊賀建設事務所管内に本店及び建設業法 上の主たる営業所を有する者。	A・Bランク	1,000点以 上	—	単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限りま す。以下同じ。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、 かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出 日において有すること。 なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約 金額2,500万円以上の土木一式工事をいいます。	企業要件に規定する工事の施工実績を 証明する書類（※2）	単独又は共同企業体の構成員である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。 なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の予定価格5,000万円以上8,500万円未満では契約金額1,000万円以上の土木一式工事を、又、予定価格8,500万円以上では契約金額2,500万円以上の土木一式工事をいいます。 また、「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 さらに、「現場代理人」としての実績とは、公共機関等（※1）発注の本工事と同種工事において、契約日から完成日までの期間のうち、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人（コリンズに登録されていた者に限る）として従事していた実績をいいます。	技術者要件に規定する配置予定の主任技術者等の資格・施工実績を証明する書類					
8,500万円以上 2億円未満		Aランク											
2億円以上 4億円未満	伊賀建設事務所管内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者。	Aランク							1,000点以上	—	単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限りま す。以下同じ。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、 かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出 日において有すること。 なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約 金額2,500万円以上の土木一式工事をいいます。	企業要件に規定する工事の施工実績を 証明する書類（※2）	技術者要件に規定する配置予定の主任技術者等の資格・施工実績を証明する書類

公共機関等（※1）とは、国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）をいいます。
企業要件に規定する工事の施工実績を証明する書類（※2）とは次の①とする。なお①がない場合は②
①コリンズの竣工時工事カルテの写し又は登録内容確認書の写し（ただし、簡易コリンズ登録の場合は、次の②の書類をあわせて添付する。）
②完成認定書と契約書の写し（当初分及び全ての変更分）及び仕様書の写し（工事内容が確認できる範囲で可）等の同種工事であることが分かる書類
※予定価格（消費税及び地方消費税を含む）が5,000万円以上で簡易型総合評価方式によらない場合の企業要件及び技術者要件は案件内容に基づき別途設定します。
※難易度の高い維持修繕工事などは、上位ランクによる入札とする場合があります。その場合の地域要件、企業要件、技術者要件は案件内容に基づき別途設定します。

2. 一般競争入札（舗装工事）における入札参加資格について

令和7年6月2日以降適用

入札参加資格要件							
予定価格（消費税及び地方消費税を含む）	地域要件	格付け及び総合点数		経営事項審査結果の総合評価値（対象業種）	企業要件		技術者要件
		ランク	総合点			添付書類	添付書類
6 0 0万円未満	伊賀建設事務所管内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者。	Bランク	—	—	単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の舗装工事（道路改良工事等に付随する舗装は可）をいいます。	・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	
	伊賀建設事務所管内に建設業法上の営業所を有する県内業者。	Bランク	—	—	県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制がある県内業者で、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の舗装工事（道路改良工事等に付随する舗装は可）をいいます。	・「専門工事発注（舗装工事）における業者選定について」に規定のある施工能力を確認できる資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	
6 0 0万円以上 2, 5 0 0万円未満	伊賀建設事務所管内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者。	A・Bランク	—	—	Asプラント又は施工機械等を保有し、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約金額5 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・モータークレーダー・アスファルトフィニッシャー・マカドローター・タイローターを所有、又は3年間以上のリース契約を締結し、保守・管理し常時使用可能な状態にあることを証明する資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	【3, 0 0 0万円未満】 条件なし ただし、入札公告において指定するものは提出を求めます。
	伊賀建設事務所管内に建設業法上の営業所を有する県内業者。	A・Bランク	—	—	県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制がある県内業者で、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約金額5 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・「専門工事発注（舗装工事）における業者選定について」に規定のある施工能力を確認できる資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	
2, 5 0 0万円以上 8, 0 0 0万円未満	伊賀建設事務所管内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者。	Aランク	8 3 0点以上	—	Asプラント又は施工機械等を保有し、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約金額5 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・モータークレーダー・アスファルトフィニッシャー・マカドローター・タイローターを所有、又は3年間以上のリース契約を締結し、保守・管理し常時使用可能な状態にあることを証明する資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	【3, 0 0 0万円以上】 〈簡易型総合評価方式の場合〉 単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる公共機関等（※1）発注の業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備・舗装修繕等）の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。 なお、「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 また、「現場代理人」としての実績とは、公共機関等（※1）発注の業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備・舗装修繕等）において、契約日から完成日までの期間のうち、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に、現場代理人（コリンズに登録されていた者に限る）として従事していた実績をいいます。
	伊賀建設事務所管内に建設業法上の営業所を有する県内業者。	Aランク	9 5 0点以上	—	県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制がある県内業者で、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約金額2, 0 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・「専門工事発注（舗装工事）における業者選定について」に規定のある施工能力を確認できる資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	
	伊賀建設事務所管内に建設業法上の営業所を有する県外業者。	Aランク	1 1 0 0点以上	—	県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制がある県外業者で、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、県内の公共機関等（※1）発注の契約金額2, 0 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・「専門工事発注（舗装工事）における業者選定について」に規定のある施工能力を確認できる資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	
	伊賀建設事務所管内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者。	Aランク	8 3 0点以上	—	Asプラント又は施工機械等を保有し、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約金額5 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・モータークレーダー・アスファルトフィニッシャー・マカドローター・タイローターを所有、又は3年間以上のリース契約を締結し、保守・管理し常時使用可能な状態にあることを証明する資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	
8, 0 0 0万円以上 2億5, 0 0 0万円未満	三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する県内業者。	Aランク	9 5 0点以上	—	県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制がある県外業者で、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約金額2, 0 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・「専門工事発注（舗装工事）における業者選定について」に規定のある施工能力を確認できる資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	【3, 0 0 0万円以上】 〈簡易型総合評価方式の場合〉 単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる公共機関等（※1）発注の業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備・舗装修繕等）の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。 なお、「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 また、「現場代理人」としての実績とは、公共機関等（※1）発注の業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備・舗装修繕等）において、契約日から完成日までの期間のうち、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に、現場代理人（コリンズに登録されていた者に限る）として従事していた実績をいいます。
	三重県内に建設業法上の営業所を有する県外業者。	Aランク	1 1 0 0点以上	—	県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制がある県外業者で、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、県内の公共機関等（※1）発注の契約金額2, 0 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・「専門工事発注（舗装工事）における業者選定について」に規定のある施工能力を確認できる資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	
	伊賀建設事務所管内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者。	Aランク	8 3 0点以上	—	Asプラント又は施工機械等を保有し、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。）である元請として、 平成22年度 以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（※1）発注の契約金額5 0 0万円以上の工事で、業種「舗装工事」として発注された工事（舗装整備、舗装修繕等）をいいます。	・モータークレーダー・アスファルトフィニッシャー・マカドローター・タイローターを所有、又は3年間以上のリース契約を締結し、保守・管理し常時使用可能な状態にあることを証明する資料。 ・左記要件に該当する舗装工事の施工実績を証明する書類（※2）	

公共機関等（※1）とは、国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）をいいます。

企業要件に規定する工事の施工実績を証明する書類（※2）とは次の①とする。なお①がない場合は②
①コリンズの竣工時工事カルテの写し又は登録内容確認書の写し（ただし、簡易コリンズ登録の場合は、次の②の書類をあわせて添付する。）
②完成認定書と契約書の写し（当初分及び全ての変更分）及び仕様書の写し（工事内容が確認できる範囲で可）等の同種工事であることが分かる書類